

松原市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用燃料電池の普及を促進することにより、地球温暖化の防止に寄与するとともに、市民の省エネルギー等の環境に対する意識の向上を図るため、家庭用燃料電池設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について、松原市補助金等交付規則（昭和50年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象設備)

第2条 補助金の交付対象となる家庭用燃料電池（以下「対象設備」という。）は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会が家庭用燃料電池システムとして指定している機器であること。
- (2) 未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内において、自ら居住する住宅（新築住宅含む。）に対象設備を設置し、又は、対象設備が設置された建売住宅を購入した者であって、当該対象設備が設置された住宅に居住していること。
- (2) 対象設備を取得した日（対象設備に係る領収書の発行年月日をいう。）が、申請日の属する年度の前年度の4月1日（以下「基準日」という。）以後であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと。

(交付額等)

第4条 補助金の額は、20,000円とする。ただし、本市における定住を促進するため、基準日以後に、対象設備を取得し、新築工事請負契約又は売買契約により当該対象設備の設置に係る住宅を取得し、かつ、当該住宅につき所有権保存登記又は所有権移転登記をした者にあつては、10,000円を加算した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、松原市家庭用燃料電池設置補助金交付申請書兼振込依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類（第4号及び第5号の書類にあつては、前条ただし書の規定により加算した補助金を受けようとする者に限る。）を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備設置住宅の位置図
- (2) 対象設備設置工事完了後の当該対象設備のカラー写真
- (3) 家庭用燃料電池設置に係る届出書（様式第4号）及び対象設備に係る領収書の写し
- (4) 住宅に係る建物の登記事項証明書の写し
- (5) 住宅の取得に係る新築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは松原市家庭用燃料電池設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは松原市家庭用燃料電池設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定を行ったときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（実施の細目）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

（経過措置）

2 改正後の松原市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱の規定は、実施日以後に申請された家庭用燃料電池設置補助金について適用し、実施日前に申請された家庭用燃料電池設置補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の松原市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱の規定は、対象設備を取得した日がこの要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後の家庭用燃料電池設置補助金の申請について適用し、対象設備を取得した日が実施日前の家庭用燃料電池設置補助金の申請については、なお従前の例による。